

議案第 1 1 4 号

大口町放課後児童クラブ条例の一部改正について

大口町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口南児童クラブの定員を見直すことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

大口町放課後児童クラブ条例（平成２７年大口町条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第３条の表大口南児童クラブの項中「４０名」を「７５名」に改める。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

大口町放課後児童クラブ条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
(名称、位置及び定員) 第3条 児童クラブの名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			(名称、位置及び定員) 第3条 児童クラブの名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
大口南児童クラブ	大口町御供所三丁目2 58番地 (大口南児童センター内)	75名	大口南児童クラブ	大口町御供所三丁目2 58番地 (大口南児童センター内)	40名
大口北児童クラブ	大口町中小口三丁目2 58番地 (大口北小学校内)	110名	大口北児童クラブ	大口町中小口三丁目2 58番地 (大口北小学校内)	110名
西っ子ファミリー	大口町余野六丁目43 9番地 (大口西児童センター内)	40名	西っ子ファミリー	大口町余野六丁目43 9番地 (大口西児童センター内)	40名
大口西児童クラブ	大口町余野六丁目44 0番地 (大口西小学校内)	45名	大口西児童クラブ	大口町余野六丁目44 0番地 (大口西小学校内)	45名